証券コード　7777
平成27年７月15日

株　主　各　位

東京都千代田区麹町三丁目２番４号
株式会社スリー・ディー・マトリックス
代表取締役社長　髙村　健太郎

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、平成27年７月29日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年７月30日（木曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都千代田区隼町１番１号　ホテルグランドアーク半蔵門
富士の間（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

３．目的事項
報告事項
１．第11期（平成26年５月１日から平成27年４月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第11期（平成26年５月１日から平成27年４月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　取締役６名選任の件
第２号議案　監査役２名選任の件
第３号議案　当社の取締役に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件
第４号議案　当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員（未付与者）に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件
第５号議案　当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員（既付与者）に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件

４．招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.3d-matrix.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（平成26年５月１日から
平成27年４月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社グループは主要技術である自己組織化ペプチド技術による医療製品の開発に引き続き注力しており、外科領域では吸収性局所止血材：TDM-621（以下「本止血材」という。）および粘膜隆起材：TDM-641（以下「粘膜隆起材」という。）、再生医療領域では歯槽骨再建材：TDM-711（以下「歯槽骨再建材」という。）および創傷治癒材：TDM-511（以下「創傷治癒材」という。）の事業展開を進めてまいりました。

本止血材

日本：国内での製造販売に向けて独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）に製造販売承認を申請しておりましたが、平成27年３月13日に申請の取下げを行い、有効性評価の科学的妥当性を検証するために再度の臨床試験および製造販売承認の申請を行うことといたしました。今後についてはPMDAと引続き協議を進め平成28年４月期上期中の臨床試験の開始に向けて取り組んでまいります。

欧州：平成26年１月14日にCEマーキング指令適合を受けた後、平成26年８月28日に欧州主要国であるドイツでの臨床使用を開始しました。その後もプレマーケティングとしてドイツ・フランス・英国等の主要国において、著名医師や有力医療機関をターゲットに臨床使用の実績を重ね、第４四半期より代理店を通じて製品販売を開始し事業収益を計上しております。また、同時に進めておりました欧州での販売パートナーへの販売権許諾につきましては年度内での契約締結までに至らず、複数社との交渉を継続することとなりました。

アジア（シンガポール・インドネシア・韓国等）：CEマーキング採用地域であることから、各国で医療機器としての製品登録申請や製品販売に向けた活動に取り組んでおります。シンガポールでは平成26年６月４日に登録申請を行い、平成26年９月３日に同登録承認を取得し、インドネシアでも平成26年７月18日に登録申請を行い、平成27年４月16日に同登録承認を取得いたしました。また韓国では平成27年１月29日に登録申請を行い現在審査中であります。このような取り組みの中、インドネシアでは販売提携先より登録承認の取得に伴うマイルストーンペイメントを取得し、同登録承認を必要としない香港において製品販売を開始するなど事業収益を計上しております。

南米：(ブラジル・コロンビア・メキシコ等) CEマーキング採用地域であることから、各国で医療機器としての製品登録申請や製品販売に向けた活動に取り組んでおり、コロンビアでは平成27年３月９日に登録申請を行い現在審査中であります。またブラジル・メキシコにおいても同申請の準備を進めております。

米国：米国国内での臨床試験開始に向け、米国食品医薬品局（以下「FDA」という。）と引き続きプロトコルに関する協議を進めており、平成28年４月期中の開始を予定しております。

粘膜隆起材

日本：治験の開始に向けPMDAと協議を進め平成26年12月11日に国内での治験を開始いたしましたが、有効性をより明確にできる試験方法や製材の検討を実施するために、平成27年２月16日に自主的に一時中断することといたしました。平成28年４月期第３四半期末までを目途に治験を再開することで現時点では製品上市までの開発計画に変更を及ぼさない予定であり、製品優位性を確保し早期に治験の再開を目指してまいります。

歯槽骨再建材

米国：米国国内での臨床試験を実施しており15症例の施術・経過観察が完了し骨形成に良好な結果やデータを得たことから、平成28年４月期上期に次のフェーズでの試験を実施していく予定です。

創傷治癒材

米国：平成26年10月23日に医療機器の審査プロセスの１つである市販前届510(k)を米国FDAに申請いたしました。本申請後、平成27年２月16日に米国FDAより承認を受け販売の許認可を得ました。現時点で許認可を得ておりますが、他薬剤とのコンビネーション（抗生物質・抗がん剤・ヒアルロン酸等との混合投与）により治療効果の増大が期待できることから、熱傷治療、皮膚がん治療、美容整形分野で付加価値の高い製品化を進めております。

その他領域では、当社と国立がん研究センターの「ＲＰＮ２標的核酸医薬によるトリプルネガティブ乳がん治療」共同プロジェクトに関する補助金を受託研究費として受領し事業収益として計上いたしました。当社は自己組織化ペプチドA6KをsiRNA核酸医薬のＤＤＳ（ドラッグ・デリバリー・システム）として提供しており、国立がん研究センターによる医師主導治験が開始されております。

また、当社は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）と、平成22年度より「次世代機能代替技術の研究開発／次世代再生医療技術の研究開発／少量の細胞により生体内で自己組織の再生を促す自律成熟型再生デバイスの開

発」に係る共同研究を行っており、当該研究に関する補助金を補助金収入として計上いたしました。当社は自己組織化ペプチドを軟骨再生の足場材として技術提供しております。

このような結果、当連結会計年度の業績につきましては、事業収益99,776千円（前期比7,384千円減少）、経常損失1,795,211千円（前連結会計年度は経常損失1,523,867千円）、当期純損失1,994,965千円（前連結会計年度は当期純損失1,525,374千円）となりました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は、研究開発資金、主に吸収性局所止血材のCEマーキング取得に伴うグローバル展開における申請費用及び各種試験費用、原材料調達資金並びに製造検討資金に充当する目的として5,051,425千円を海外募集による新株式発行等により調達しております。また、運転資金の一部を銀行借入により調達しており、当連結会計年度末における借入金残高は200,000千円であります。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、医療分野を取り巻く現状を分析し、それらを踏まえた最善の事業戦略の策定及び推進実行に向けて、具体的には以下のような点が事業運営上の課題と認識しております。

①研究開発・製品上市の推進

当社グループは、外科領域では吸収性局所止血材・粘膜隆起材・血管塞栓材、再生医療領域では歯槽骨再建材・創傷治癒材のパイプラインを開発しておりますが、これらの早期の製品上市、製品販売での収益獲得が当社経営の安定化に向けた課題であると認識しております。

主要パイプラインである吸収性局所止血材については、国内では製造販売承認を一旦取下げ、臨床試験を実施した後に再度の製造販売承認を申請すべく取り組んでおります。一方、欧州ではCEマーキング指令適合を取得しEU加盟国向けに製品販売を開始しており、CEマーキング適用圏であるアジア・オセアニア・南米地域においても製品販売開始に向け取り組んでまいります。今後は国内において早期の承認取得を目指すとともに、扶桑薬品工業株式会社との独占販売権許諾契約による製品販売を目指し、欧州を含む海外では臨床試験の実施や各国販売パートナーとの販売提携に取り組み、安定的な事業収益の確保を目指して当局の対応や製造・品質管理体制の構築を進めてまいります。

また、再生医療領域では、歯槽骨再建材は米国内で臨床試験を実施しており、創傷治癒材は米国ＦＤＡより市販前届510(k)の承認を取得し販売の許認可を得るなど開発を進めてきました。今後は同領域でも早期の事業提携や製品販売の実施

に向け取り組んでまいります。

②事業提携の推進

当社グループは、ＭＩＴより実施許諾を受けている自己組織化ペプチド技術が幅広い応用可能性を持つ技術であると認識しており、複数の分野で早期に製品を提供することで医療に貢献することが使命であると認識しております。そのため当社では、パイプラインの探索、医療機器としての開発ノウハウ蓄積、事業化戦略の立案等の企画機能に特化する戦略を採っており、製造や販売機能は他社との事業提携によって補完する必要があるため、望ましい事業提携をいかに実現していくかが課題となります。

吸収性局所止血材については、ペプチド原材料の製造委託先の確保、日本での製品製造および販売、韓国・台湾・インドネシアでの販売に関して提携契約を締結しており、各パートナーと協力して、今後市場への安定供給を行っていくための体制の構築を推進し、今後も販売チャネルの拡大など営業戦略上も製品売上の最大化を目指せる体制の構築を推進してまいります。

また、吸収性局所止血材でのグローバル展開に向け、欧米・アジア・オセアニア・南米諸国での製品製造・販売体制の構築を進めており、特に欧米市場への販売開始に向けた事業提携を推進してまいります。その他では再生医療領域の分野でも歯槽骨再建材や創傷治癒材の事業提携を進めてまいります。

③事業資金の確保

当社グループは、パイプラインの進展に伴う研究開発費（各種試験費用や臨床試験費用等）の資金需要が増加してまいります。そのため資金確保に向け吸収性局所止血材の販売提携による契約一時金やマイルストーンペイメント収入での事業資金確保に加え、公募増資や海外募集による資金調達を実施いたしました。

また株式会社三井住友銀行とコミットメントライン契約を締結しており、株式会社三井住友銀行および株式会社みずほ銀行との間では借入枠設定を行うなど安定的な事業資金の確保に取り組んでおりますが、今後も各事業提携や製品販売による契約一時金や製品販売収益を獲得することで安定的な事業収益の確保に努めてまいります。

今後も引き続き各金融機関からのローンの活用、コミットメントラインの設定・拡大、リースの活用など様々な資金調達を検討・実施し、継続的に財務基盤の強化に努めてまいります。

④経営管理体制の強化

当社グループは、パイプラインの進展およびグローバル展開に対応するため、多様化するリスクを把握しこれに対処するための経営管理体制の強化を経営課題と認識しております。

当社グループは小規模組織ではありますが、グローバルに子会社を展開しているため連結での内部統制を構築するため全社統制項目や各業務プロセスを検証し、業務を効率化するとともにリスク最小化に向けた取り組みを実施しております。今後も組織的な内部統制の構築を進めるとともに、組織間の牽制機能の強化やコンプライアンス体制の強化に向け取り組んでまいります。

当社グループは、研究開発においても小規模の体制で基礎研究段階から前臨床試験、臨床試験等の対応を行っており、各規制当局の定める基準に準拠した体制を構築してまいりました。事業の拡大・グローバル展開に際しても必要な情報の収集を行い、各手順書の改定を実施し、規制や法令の遵守のための社員教育を継続して行ってまいります。

また今後も製品上市や事業提携の拡大など事業ステージに合わせて、充分な体制を維持すべく、事業計画に合わせた人員計画により、高度な専門知識・経験を有する国内外の人材確保や育成、外部リソースの積極活用に努めてまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第８期 平成24年４月期	第９期 平成25年４月期	第10期 平成26年４月期	第11期(当連結会計年度) 平成27年４月期
事　業　収　益	1,107,387 千円	32,013 千円	107,161 千円	99,776 千円
経常利益又は経常損失（△）	309,569 千円	△977,511 千円	△1,523,867 千円	△1,795,211 千円
当期純利益又は当期純損失（△）	308,610 千円	△978,331 千円	△1,525,374 千円	△1,994,965 千円
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	18.42 円	△52.63 円	△77.77 円	△94.89 円
総　資　産	3,054,849 千円	3,020,437 千円	4,120,969 千円	6,809,245 千円
純　資　産	2,887,910 千円	2,065,625 千円	3,133,352 千円	6,381,523 千円
１株当たり純資産	156.29 円	107.31 円	146.17 円	281.77 円

（注）１．１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）は、期中平均発行済株式数により算出しており、１株当たり純資産は、期末発行済株式数により算出しております。
２．当社は、平成24年９月１日付及び平成25年６月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っており、上記の１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）及び１株当たり純資産は、第８期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
3-D Matrix, Inc.	1,932千米ドル	100.0	医療製品開発・販売
3-D Matrix Europe SAS.	3,060千ユーロ	100.0	医療製品開発・販売
3-D Matrix Asia Pte. Ltd.	500千SGドル	100.0	医療製品開発・販売
3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda.	600千BRL	100.0 (1.0)	医療製品開発・販売
北京立美基投資咨詢有限公司	1,229千元	100.0 (100.0)	医療製品開発・販売

（注）当社の出資比率の（　）内の数字は、間接所有比率であります。

(6) 主要な事業内容（平成27年４月30日現在）

事　　業	区　　分	主　要　製　品
医療製品事業	医療製品開発･販売	自己組織化ペプチド技術を基盤技術として外科領域・再生医療領域・ＤＤＳ領域において医療機器及び医薬品の研究開発を行う事業です。 主要な開発パイプラインとしては、外科領域では吸収性局所止血材、粘膜隆起材、血管塞栓材を有しており、再生医療領域では歯槽骨再建材、創傷治癒材を有しています。 なお、吸収性局所止血材及び粘膜隆起材については、これまでに販売提携先から契約一時金及びマイルストーンペイメントを得ており、吸収性局所止血材については、製品販売売上を計上しております。
	研究試薬販売	自己組織化ペプチドのPuraMatrix製品を米国の販売会社を通じて研究試薬用途での販売を行っています。同製品は、国内外の大学・研究機関等における自己組織化ペプチドを用いた様々な医療分野の応用研究に用いられております。

(7) 主要な営業所（平成27年４月30日現在）

① 当社の主要な事業所

名　　称	所　在　地
本社	東京都千代田区麹町三丁目２番４号

② 子会社の主要な事業所

名　　称	所　在　地
3-D Matrix, Inc.	米国マサチューセッツ州
3-D Matrix Europe SAS.	フランス共和国リヨン市
3-D Matrix Asia Pte. Ltd.	シンガポール共和国
3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda.	ブラジル連邦共和国サンパウロ市
北京立美基投資咨詢有限公司	中華人民共和国北京市

(8) 従業員の状況（平成27年４月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
33 名	２名減

（注） 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
18 名	１名減

（注） 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

(9) 主要な借入先（平成27年４月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	１億円
株式会社みずほ銀行	１億円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは研究開発費用が先行して計上されることから、継続して営業損失及びキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると認識しております。

当該重要事象等を解消又は改善するために、当社グループは医療製品事業においてグローバルに展開している吸収性局所止血材製品の販売による売上収入の計上を図るとともに、主に欧米・アジア・南米地域における販売権許諾等の契約一時金やマイルストーンペイメント収入を獲得してまいります。また親子会社間での研究開発において基礎研究の共有・効率化や、業務効率化による諸経費の節減等により販売費及び一般管理費の圧縮にも取り組むことで収益構造を改善し、重要事象等の解消に向け取り組んでまいります。

また当社グループの研究開発及び事業活動を進めるに際しての事業資金は十分に確保しており、各金融機関より機動的な借入金の調達を行える借入枠の設定及びコミットメントライン契約を実施しております。

以上により、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないものと判断しております。

２．会社の株式に関する事項（平成27年４月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　60,672,000株
(2) 発行済株式の総数　21,438,400株
(3) 株主数　19,025名
(4) 単元株式数　100株
(5) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
永野　恵嗣	1,730,100	8.07
BBH FOR OPPENHEIMER GLOBAL OPPORTUNITIES FUND	900,000	4.20
扶桑薬品工業株式会社	640,000	2.99
株式会社SBI証券	576,200	2.69
株式会社アイル	400,000	1.87
CBHK-KOREA SECURITIES DEPOSITORY-DAISHIN	320,300	1.49
CYPRESS JAPAN合同会社	320,000	1.49
PERSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP.	302,400	1.41
ニュー・メディア・ジャパン・インコーポレイテッド	248,800	1.16
MLPFS CUSTODY ACCOUNT	200,500	0.94

（注）　持株比率は、自己株式（112株）を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項
① 平成26年７月９日を払込期日とする海外募集による新株式の発行により、発行済株式の総数が1,270,000株増加しております。
② 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が292,000株増加しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況（平成27年４月30日現在）

・新株予約権の数

279個

・目的となる株式の種類および数

普通株式　　446,400株（新株予約権１個につき1,600株）

・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行 使 期 間	個　　数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	第７回（400,000円）	平成22年７月10日 ～平成30年７月９日	60個	2名
	第８回（400,000円）	平成23年７月16日 ～平成31年７月15日	65個	3名
	第９回（400,000円）	平成24年７月９日 ～平成32年７月８日	59個	3名
	第10回（500,000円）	平成25年４月27日 ～平成33年４月26日	95個	3名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項（平成27年４月30日現在）

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年４月30日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	永野　恵嗣	3-D Matrix,Inc.　取締役CEO 3-D Matrix Europe SAS.　取締役CEO 3-D Matrix Asia Pte. Ltd.　取締役CEO 3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda.　取締役CEO
代表取締役社長	髙村　健太郎	
取締役副社長	岡田　淳	3-D Matrix Asia Pte. Ltd.　取締役 3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda.　取締役 北京立美基投資咨詢有限公司　取締役
取締役	新井　友行	
取締役	島村　和也	島村法律会計事務所　代表 コスモ・バイオ㈱　社外取締役
常勤監査役	河邉　務	河邉社会保険労務士事務所　所長
監査役	向川　寿人	㈱ファースト コンサルティング　取締役 向川公認会計士事務所　代表 エム・アール・エス広告調査㈱　社外監査役 オリコン㈱　社外監査役 ㈱アドバンスト・メディア　社外監査役 ㈱PR TIMES　社外監査役
監査役	大　　毅	大毅法律事務所　代表

（注）１．島村和也氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．河邉務、向川寿人および大毅の各氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．島村和也氏は、弁護士および公認会計士の資格を有しており、企業法務に精通し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．河邉務氏は、社会保険労務士の資格を有しており、企業管理全般に関する知見を有するものであります。
５．向川寿人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．大毅氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
７．当社は、島村和也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	基本報酬
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	93,522千円 (4,640千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	14,514千円 (14,514千円)
合　計	8名	108,036千円

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員等の重要な兼職の状況等

ア. 取締役島村和也氏は、島村法律会計事務所の代表を兼任しております。また、コスモ・バイオ株式会社の社外取締役を兼任しております。各社と当社の間には、資本関係および取引関係はありません。

イ. 監査役河邉務氏は、河邉社会保険労務士事務所の所長を兼任しております。同社と当社の間には、資本関係および取引関係はありません。

ウ. 監査役向川寿人氏は、株式会社ファースト コンサルティングの取締役を兼任しております。向川公認会計士事務所の代表を兼任しております。また、エム・アール・エス広告調査株式会社、オリコン株式会社、株式会社アドバンスト・メディア、株式会社PR TIMESの社外監査役を兼任しております。各社と当社の間には、資本関係および取引関係はありません。

エ. 監査役大毅氏は、大毅法律事務所の代表を兼任しております。同社と当社の間には、資本関係および取引関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	島村　和也	当事業年度に開催された取締役会22回中21回に出席するとともに、平成26年12月より開催された監査役会全てにオブザーバーとして出席しました。取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について意見表明を行っております。また、取締役会以外の場においても代表取締役との意見交換では、適宜必要な助言を行っております。
社外監査役	河邉　務	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席しました。取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について意見表明を行っております。また、常勤監査役として定期的に代表取締役との意見交換、社内における重要な会議にも出席するとともに往査を実施しております。
社外監査役	向川　寿人	当事業年度に開催された取締役会22回中21回及び監査役会16回中15回に出席しました。取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について公認会計士としての専門的見地から意見表明を行っております。また、定期的に代表取締役との意見交換を実施しております。
社外監査役	大　　毅	当事業年度に開催された取締役会22回中20回及び監査役会の全てに出席しました。取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について弁護士としての専門的見地から意見表明を行っております。また、定期的に代表取締役との意見交換を実施しております。

④　責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づく、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

また、当社の社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第１項の責任につき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　太陽有限責任監査法人

なお、従来、当社が監査証明を受けている太陽ASG有限責任監査法人は、平成26年10月１日に名称を変更し、太陽有限責任監査法人となりました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	15,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,189千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、3-D Matrix Europe SAS.及び3-D Matrix Asia Pte. Ltd.、北京立美基投資咨詢有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

主幹事証券会社への募集株式の発行に係わる質問回答業務です。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容の決定機関が取締役会から監査役会に変更されております。

６．会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社はコンプライアンスに基づく企業活動を行うべく、法令・定款および社内規程の遵守、徹底を図る。

② 取締役会については、取締役会規程に基づき月１回定時取締役会を開催するとともに必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、各取締役は取締役会において重要な職務執行状況を報告し、他取締役の職務執行を相互に監視・監督を行う。

③ 取締役会規程に基づき、重要な職務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、取締役会で決定を行う。

④ 監査役は、取締役会に出席し取締役の職務執行状況について意見聴取するとともに監視・監督を行う。

⑤ 内部監査人は、定期的な内部監査で会社の業務実態を把握し、法令、定款および社内諸規程に準拠して適正かつ合理的に職務執行が行われているかの監査結果を代表取締役に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理するものとする。また、保存・管理体制は継続的に見直しを実施する。

② 取締役および監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を検索・閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他体制

① リスク管理規程に基づき、徹底したリスクの洗い出しを行う。

② 内部監査人は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に、代表取締役および取締役会、監査役会に報告する。

③ リスクが顕在化した場合には迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 経営に関する重要事項については、会議を必要に応じて開催し、取締役会付議事項の事前審議を行う。

② 事業計画に基づき中長期計画を策定し、予算管理規程により単年度の予算について計数目標を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成に向けた計数管理を行う。

③　取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程に基づき、その責任者が職務権限・決裁基準に則った決定を行う体制とする。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①　コンプライアンス規程に基づき、法令・定款の遵守を図るとともに、社内業務における適法・適切な手続きを明示した社内規程を整備し運用を行う。

②　内部監査人は、経営監視機能を高めるとともに、各部署における業務執行が法令・定款に適合しているかどうか内部監査を行い、企業倫理向上およびコンプライアンスの徹底を図る。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

①　子会社の取締役等は、関係会社管理規程に基づき、子会社の業務および取締役等の職務の執行の状況を当社に遅滞なく報告する。

(7) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　リスク管理規程に基づき、徹底したリスクの洗い出しを行う。

②　内部監査人は、子会社におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に、代表取締役および取締役会、監査役会に報告する。

③　リスクが顕在化した場合には迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

(8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　経営に関する重要事項については、当社および子会社の取締役を含めた会議を必要に応じて開催し、取締役会付議事項の事前審議を行う。

②　事業計画に基づき中長期計画を策定し、予算管理規程により単年度の予算について計数目標を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成に向けて計数管理を行う。

③　当社または子会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、関係会社管理規程およびその他社内規程に基づき、その責任者が職務権限・決裁基準に則った決定を行う体制とする。

(9) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①　当社のコンプライアンス規程を子会社においても準用し、法令、定款および社内規程の遵守、徹底を図る。

②　関係会社規程に基づき、重要な職務執行について当社取締役会に付議すべき

事項を具体的に定め、当社取締役会で決定を行う。

③ 監査役は、子会社の取締役等の職務執行状況について必要に応じて意見聴取するとともに監視・監督を行う。

④ 内部監査人は、定期的な内部監査で子会社の業務実態を把握し、法令、定款および社内諸規程に準拠して適正かつ合理的に職務執行が行われているかの監査結果を代表取締役に報告する。

(10) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制

① 当社は関係会社管理規程を制定し、当社企業集団相互の円滑な連携と健全な事業の発展を図る。

② 管理部はグループ各社の業務を所管する部門と連携して、内部統制の状況を把握し必要に応じて改善策等を指導する。

③ 内部監査人はグループ各社に対し、定期的に内部監査を実施し、法令ならびに規程の遵守状況を監査すると共に必要な指導を行う。

(11) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 監査役がその必要を求めた場合には、これを置くこととする。

(12) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 補助の使用人を置く場合には、当該使用人は監査役の指揮命令下に配属し、人事処遇等については、取締役会と監査役会が事前に協議の上決定する。

② 取締役は監査役補助使用人がその監査業務を遂行する上で制約を受けないように配慮し、その評価は監査役の意見を聴取することとする。

(13) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役および使用人に周知徹底する。

(14) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

① 監査役は、原則取締役会に出席し、取締役より、重要事項の報告を受け、関係書類の配布ならびに詳細な説明を受ける。

② 取締役および使用人は、各監査役の要請に応じて業務内容および内部統制状況について報告を行い、職務執行に関する法令違反、定款違反および不正事実または当社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。

③　稟議書ならびに重要な契約書等は決裁・承認後、速やかに監査役が閲覧できるよう整備され、各業務執行の状況が随時確認できる体制とする。
④　監査役は、内部監査人より、内部監査の結果等について報告を受ける。

(15) 子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
①　子会社の取締役および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
②　子会社の取締役および使用人は、職務執行に関する法令違反、定款違反および不正事実または当社または子会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。

(16) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
①　監査役へ報告を行った当社または子会社の取締役または使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役および使用人に周知徹底する。

(17) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
①　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。

(18) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
①　常勤監査役は、重要な意思決定の過程や業務の進捗状況を把握できるように取締役会の他重要な会議に出席できることとする。
②　監査役会は、内部監査人、会計監査人と定期的に四半期に１度連絡会を開催し、相互連携を図る。
③　監査役会は、代表取締役と定期的に四半期に１度の報告会を開催し、情報・意見交換を行う。

(19) 財務報告の信頼性を確保するための体制
①　財務報告の信頼性、適正性の確保のため、全社的な統制活動および各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

(20) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方およびその整備状況

① 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方

i 当社の行動規範として反社会的勢力対応規程を社内規程に定め、社長以下全役職員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。

ii 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

② 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

i 反社会的勢力対応規程において「反社会的勢力の不当な介入を許さず、断固として排除する姿勢」について明文化し、全役職員の行動指針とすると共に、反社会的勢力の排除のための体制作りに取り組む。

ii 反社会的勢力の排除を推進するために管理部を統括部署とする。

iii 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。また反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等からの情報収集に努める。

iv 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、弁護士等の外部の専門機関と密接な連携関係を構築する。

〜〜〜

連結貸借対照表

（平成27年４月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**6,203,920**	**流動負債**	**409,290**
現金及び預金	5,136,835	短期借入金	200,000
売掛金	52,315	リース債務	14,351
たな卸資産	776,640	未払金	138,675
前渡金	142,432	未払費用	32,679
その他	95,697	未払法人税等	18,834
		その他	4,749
固定資産	**605,325**	**固定負債**	**18,431**
有形固定資産	**94,062**	リース債務	13,993
建物及び構築物	5,311	繰延税金負債	4,438
機械装置及び運搬具	20,674		
工具、器具及び備品	21,409		
リース資産	46,666	**負債合計**	**427,722**
無形固定資産	**392,808**	（純資産の部）	
のれん	186,667	**株主資本**	**6,063,673**
特許権	70,359	資本金	5,930,207
特許実施権	135,579	資本剰余金	5,920,077
その他	202	利益剰余金	△5,786,552
		自己株式	△59
投資その他の資産	**118,454**		
長期前払費用	80,787	**その他の包括利益累計額**	**△23,029**
敷金	17,176	為替換算調整勘定	△23,029
その他	20,490		
		新株予約権	**340,880**
		純資産合計	**6,381,523**
資産合計	**6,809,245**	**負債・純資産合計**	**6,809,245**

（注）　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年５月１日から
平成27年４月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
事業収益		
売上高	3,404	
研究開発事業収益	96,372	99,776
事業費用		
売上原価	1,545	
研究開発費	816,211	
販売費及び一般管理費	1,185,085	2,002,843
営業損失		**1,903,066**
営業外収益		
受取利息	2,731	
為替差益	141,016	
補助金収入	4,215	
その他	4,871	152,835
営業外費用		
支払利息	8,424	
支払手数料	4,263	
株式交付費	32,108	
その他	184	44,980
経常損失		**1,795,211**
特別損失		
和解金	160,375	
製造原価差損	34,633	195,008
税金等調整前当期純損失		**1,990,220**
法人税、住民税及び事業税	1,210	
法人税等調整額	3,535	4,745
少数株主損益調整前当期純損失		**1,994,965**
当期純損失		**1,994,965**

（注）　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年５月１日から
平成27年４月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資　本　金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年５月１日残高	3,338,757	3,328,660	△3,791,587	△59	2,875,772
連結会計年度中の変動額					
新　株　の　発　行	2,591,449	2,591,417			5,182,867
当　期　純　損　失			△1,994,965		△1,994,965
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	2,591,449	2,591,417	△1,994,965		3,187,901
平成27年４月30日残高	5,930,207	5,920,077	△5,786,552	△59	6,063,673

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
平成26年５月１日残高	29,451	29,451	228,128	3,133,352
連結会計年度中の変動額				
新　株　の　発　行				5,182,867
当　期　純　損　失				△1,994,965
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△52,481	△52,481	112,751	60,270
連結会計年度中の変動額合計	△52,481	△52,481	112,751	3,248,171
平成27年４月30日残高	△23,029	△23,029	340,880	6,381,523

（注）　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数　　６社

主要な連結子会社の名称 3-D Matrix,Inc.
3-D Matrix Europe SAS.
3-D Matrix Asia Pte. Ltd.
3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda.
北京立美基投資咨詢有限公司

(2) 連結の範囲の変更

当連結会計年度より、新たに設立した3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda.及び北京立美基投資咨詢有限公司を連結の範囲に含めております。

２．連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda.、北京立美基投資咨詢有限公司、他１社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たって、これらの会社については連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

３．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

製品、仕掛品、原材料、貯蔵品…… 移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

(2) 重要な減価償却固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……建物及び構築物並びに工具、器具及び備品については定率法によっております。また、機械装置及び運搬具については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	８年～15年
機械装置及び運搬具	８年
工具、器具及び備品	４年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。

③ リース資産……所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっており

ます。

④　長期前払費用……定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費……支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用についても同様に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については10年間の均等償却を行っております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理……税抜方式によっております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　58,766千円

連結損益計算書に関する注記

特別損失

製造原価差損34,633千円は、製品販売計画が当初見込みより減少し、製造の稼働率が下回ったことにより発生した非原価性の操業度差異であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　21,438,400株

2．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　620,000株

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、第三者割当及び公募等の増資並びに銀行借入により資金を調達しております。増資及び銀行借入により調達した資金の使途は主に研究開発資金であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。また、敷金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び銀行借入である短期借入金は、１年以内の支払期日であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。さらに、未払金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資等に係る資金調達を目的としたものであり、市場金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに回収期日及び残高を管理しております。また、当社は、営業債務及び借入について管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を当社の研究開発費、販売費及び一般管理費の12ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。当社グループの主要取引先は主に日本、米国、欧州及び東アジアを拠点としている企業であり、その取引価格は、主として、顧客別に米ドル建価格のもの、ユーロ建価格のもの及び円建価格のものが存在しております。米ドル建価格及びユーロ建価格の取引については、当社が為替の影響を受けることとなっており、一方円建価格の取引については当社の取引先が為替の影響を受けることとなっております。なお、現在デリバティブは利用しておりません。敷金については、賃借契約に際し、取引先の信用状況の把握に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年４月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注２）を参照下さい。）。

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,136,835	5,136,835	―
(2) 売掛金	52,315	52,315	―
資産計	5,189,150	5,189,150	―
(1) 短期借入金	200,000	200,000	―
(2) 未払金	138,675	138,675	―
(3) リース債務(１年内返済予定を含む)	28,344	29,667	1,323
負債計	367,020	368,343	1,323

（注１）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 短期借入金、(2)未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
敷金	17,176

これらについては、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	281円	77銭
１株当たり当期純損失金額	94円	89銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

（平成27年４月30日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
流　動　資　産	**6,250,646**	**流　動　負　債**	**363,031**
現金及び預金	4,694,172	短期借入金	200,000
売掛金	76,281	リース債務	14,351
たな卸資産	709,339	未払金	117,408
前渡金	167,098	未払費用	8,383
立替金	62,322	未払法人税等	18,834
仮払金	463	預り金	3,554
関係会社短期貸付金	470,027	その他	497
その他	70,940		
固　定　資　産	**2,110,889**	**固　定　負　債**	**13,993**
有形固定資産	**71,688**	リース債務	13,993
建物	2,052		
機械及び装置	20,674		
工具、器具及び備品	2,294	**負　債　合　計**	**377,024**
リース資産	46,666	（純 資 産 の 部）	
無形固定資産	**17,180**	**株　主　資　本**	**7,643,631**
特許権	16,785	資本金	5,930,207
ソフトウェア	202	資本剰余金	5,920,077
その他	192	資本準備金	5,920,077
		利益剰余金	△4,206,594
投資その他の資産	**2,022,020**	その他利益剰余金	△4,206,594
関係会社株式	1,092,184	繰越利益剰余金	△4,206,594
関係会社長期貸付金	837,905	自己株式	△59
長期前払費用	79,023	**新 株 予 約 権**	**340,880**
敷金	12,605		
その他	301	**純　資　産　合　計**	**7,984,511**
資　産　合　計	**8,361,535**	**負債・純資産合計**	**8,361,535**

（注）　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年５月１日から
平成27年４月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
事　業　収　益		
売　上　高	78,206	
研究開発事業収益	45,000	123,206
事　業　費　用		
売　上　原　価	79,403	
研　究　開　発　費	562,559	
販売費及び一般管理費	671,378	1,313,341
営　業　損　失		**1,190,135**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	20,500	
為　替　差　益	114,333	
補　助　金　収　入	4,215	
そ　の　他	216	139,267
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	8,424	
支　払　手　数　料	4,263	
株　式　交　付　費	32,108	44,796
経　常　損　失		**1,095,664**
特　別　損　失		
和　解　金	160,375	
製造原価差損	34,633	195,008
税引前当期純損失		**1,290,672**
法人税、住民税及び事業税		1,210
当　期　純　損　失		**1,291,882**

（注）　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年５月１日から
平成27年４月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成26年５月１日残高	3,338,757	3,328,660	3,328,660	△2,914,712	△2,914,712
事業年度中の変動額					
新株の発行	2,591,449	2,591,417	2,591,417		
当期純損失				△1,291,882	△1,291,882
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	2,591,449	2,591,417	2,591,417	△1,291,882	△1,291,882
平成27年４月30日残高	5,930,207	5,920,077	5,920,077	△4,206,594	△4,206,594

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
平成26年５月１日残高	△59	3,752,647	228,128	3,980,775
事業年度中の変動額				
新株の発行		5,182,867		5,182,867
当期純損失		△1,291,882		△1,291,882
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			112,751	112,751
事業年度中の変動額合計		3,890,984	112,751	4,003,736
平成27年４月30日残高	△59	7,643,631	340,880	7,984,511

（注）　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料、貯蔵品…… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……建物並びに工具、器具及び備品については、定率法によっております。また、機械及び装置については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８年～15年
機械及び装置	８年
工具、器具及び備品	４年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) リース資産……所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

(4) 長期前払費用……定額法によっております。

3．繰延資産の処理方法

株式交付費……支出時に全額費用として処理しております。

4．重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨により換算し、換算差額は損益として処理しております。

6．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法……税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　45,292千円

２．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	622,538千円
長期金銭債権	837,905千円
短期金銭債務	48,420千円

損益計算書に関する注記

１．関係会社との取引高

売上高	78,106千円
研究開発費	145,404千円
販売費及び一般管理費	107,106千円
営業取引以外の取引高	19,583千円

２．特別損失

製造原価差損34,633千円は、製品販売計画が当初見込みより減少し、製造の稼働率が下回ったことにより発生した非原価性の操業度差異であります。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	112株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上繰越欠損金	1,124,369千円
株式報酬費用	109,967千円
資産除去債務	1,338千円
未払事業税	5,912千円
たな卸資産評価損	4,140千円
その他	401千円
繰延税金資産小計	1,246,131千円
評価性引当額	△1,246,131千円
繰延税金資産合計	―千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

（単位：千円）

属　性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	3-D Matrix, Inc.	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	研究開発等の委託（注１）	252,510	未払金	47,627
				資金の貸付（注２）	662,480	短期貸付金 長期貸付金	50,000 837,905
				利息の受取（注２）	14,870	その他流動資産他	20,164
	3-D Matrix Europe SAS.	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任 製品の販売	資金の貸付（注２）	225,155	短期貸付金	216,808
				当社製品の販売（注３）	78,106	売掛金	76,281
	3-D Matrix Asia Pte. Ltd.	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付（注２）	197,045	短期貸付金	203,219

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）　研究開発等委託の取引条件については、市場実勢を勘案して金額等を決定しております。

（注２）　資金貸付の取引条件については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

（注３）　製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して決定しております。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	356円	54銭
１株当たり当期純損失金額	61円	45銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年６月26日

株式会社スリー・ディー・マトリックス

取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高　木　　勇	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	沖　　聡	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スリー・ディー・マトリックスの平成26年5月1日から平成27年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スリー・ディー・マトリックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年６月26日

株式会社スリー・ディー・マトリックス

取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高　木　　勇	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	沖　　聡	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スリー・ディー・マトリックスの平成26年5月１日から平成27年4月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成２６年５月１日から平成２７年４月３０日までの第１１期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営企画室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役より業務進捗報告及び職務の執行の決定に関して報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年６月29日

株式会社スリー・ディー・マトリックス　監査役会

常勤監査役　　河　邉　　務　　㊞

監　査　役　　向　川　寿　人　　㊞

監　査　役　　大　　毅　　㊞

(注)　常勤監査役 河邉　務及び監査役 向川　寿人並びに監査役 大　毅は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役の選任をお願いしたいと存じます。また、経営体制の強化を図るため、取締役１名を新たに選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	永野恵嗣（ながの けいじ） （昭和29年６月８日生）	昭和53年４月　エクソン化学㈱（現エクソンモービル(有)）入社 昭和61年６月　ベイン・アンド・カンパニー東京事務所入所 平成５年４月　同所パートナー就任 平成６年４月　同所韓国事務所長就任 平成12年４月　ニュー・メディア・ジャパン・インコーポレイテッド日本代表就任 平成16年５月　当社設立　代表取締役会長就任（現任） 平成19年10月　3-D Matrix,Inc. 取締役CEO就任（現任） 平成24年４月　3-D Matrix Europe SAS.取締役CEO就任（現任） 平成24年10月　3-D Matrix Asia Pte.Ltd. 取締役CEO就任（現任） 平成26年６月　3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda. 取締役CEO就任（現任） （重要な兼職の状況） 3-D Matrix,Inc.取締役CEO 3-D Matrix Europe SAS.取締役CEO 3-D Matrix Asia Pte.Ltd.取締役CEO 3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda. 取締役CEO	1,730,100株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	髙村 健太郎（たかむら けんたろう） （昭和30年２月３日生）	昭和53年４月　東京医科大学血清学教室入職 昭和56年１月　ＨＯＹＡ㈱入社　メディカル事業部 平成３年７月　日本アイオプティックス㈱薬事開発部長就任 平成６年９月　㈱ニデック東京研究センター所長就任 平成11年２月　㈱ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング取締役　兼　㈱ニデック生物工学研究所長就任 平成14年２月　㈱メディネット専務取締役就任 平成14年９月　同社取締役最高執行責任者就任 平成17年７月　当社取締役就任 平成19年７月　当社代表取締役社長就任（現任）	57,600株
3	岡田 淳（おかだ じゅん） （昭和49年７月31日生）	平成10年４月　ベイン・アンド・カンパニー東京事務所入所 平成17年８月　当社入社　経営企画部マネージャー就任 平成19年７月　当社取締役就任 平成24年７月　当社取締役副社長就任（現任） 平成24年10月　3-D Matrix Asia Pte.Ltd. 取締役就任（現任） 平成26年６月　3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda. 取締役就任（現任） 平成26年８月　北京立美基投資咨詢有限公司　取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） 3-D Matrix Asia Pte.Ltd.取締役 3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda. 取締役 北京立美基投資咨詢有限公司 取締役	164,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	新井 友行（あらい ともゆき） （昭和47年８月18日生）	平成８年４月　㈱プロネクサス入社 平成18年５月　CSBAコンサルティング㈱入社　シニアマネージャー 平成18年12月　CSBAインベストメント㈱　取締役就任 平成19年９月　㈱アスコット入社　経営企画室マネージャー 平成20年12月　当社入社　コンプライアンス室長就任 平成22年４月　当社経営企画室長就任 平成24年７月　当社取締役就任（現任）	24,000株
5	坪井 一晴（つぼい かずはる） （昭和50年７月５日生）	平成12年４月　ベイン・アンド・カンパニー東京事務所入所 平成18年10月　ベイン・アンド・カンパニー東南アジア入所 平成20年７月　テマセックホールディングス入社アソシエイトディレクター 平成24年10月　3-D Matrix Asia Pte.Ltd. 取締役就任（現任） 平成26年８月　北京立美基投資咨詢有限公司　代表取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） 北京立美基投資咨詢有限公司 代表取締役	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	島村和也（しまむらかずや） （昭和47年10月20日生）	平成７年10月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成10年２月　公認会計士登録 平成16年10月　弁護士登録 阿部・井窪・片山法律事務所入所 平成20年３月　島村法律会計事務所設立 代表就任（現任） 平成20年６月　㈱ソディックプラステック　社外監査役就任 平成20年７月　当社監査役就任 平成24年７月　当社取締役就任（現任） 平成26年３月　コスモ・バイオ㈱　社外取締役就任（現任） 平成27年６月　アイビーシステム㈱　社外監査役就任（現任）	－株

（注）１．各取締役候補者と当社の間に、特別の利害関係はありません。
２．島村和也氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は島村和也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．島村和也氏を社外取締役候補者とした理由及び社外取締役との責任限定契約について
(1) 島村和也氏につきましては、弁護士・公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかし、公正かつ客観的な立場で適切な意見をいただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
(2) 島村和也氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
(3) 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることが出来るよう、社外取締役との間で、当社との責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
①社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負う。
②上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第２号議案　監査役２名選任の件

監査役河邉務氏および向川寿人氏の２名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	河邉　務（かわべ　つとむ） （昭和32年９月９日生）	昭和56年４月　㈱テイケイシイ（現㈱ＴＫＣ）入社 平成元年10月　ソニー生命保険㈱入社 平成８年７月　アメリカンファミリー生命保険会社入社 平成９年６月　㈱共栄商会入社 平成12年４月　㈱スノーヴァ（現ＧＮＵ㈱）入社 平成13年２月　㈱ティー・イー・エム入社 平成15年７月　財団法人東京都高齢者事業振興財団入職 平成16年１月　河邉社会保険労務士事務所設立 代表就任（現任） 平成17年６月　㈱ＣＢＥ取締役総務担当就任 平成17年10月　当社監査役就任（現任）	8,000株
2	向川寿人（むかいがわとしひと） （昭和28年９月７日生）	昭和51年４月　東亜建設工業㈱入社 昭和56年４月　等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和60年９月　㈱ファースト コンサルティング設立　取締役就任（現任） 平成２年４月　向川公認会計士事務所設立　代表就任（現任） 平成13年２月　エム・アール・エス広告調査㈱社外監査役就任（現任） 平成13年６月　オリコン㈱　社外監査役就任（現任） 平成17年６月　㈱アドバンスト・メディア　社外監査役就任（現任） 平成17年７月　当社監査役就任（現任） 平成26年５月　㈱PR TIMES　社外監査役就任（現任）	6,400株

（注）１．各監査役候補者と当社の間に、特別の利害関係はありません。

２．河邉務氏及び向川寿人氏は社外監査役候補者であります。

３．河邉務氏及び向川寿人氏を社外監査役候補者とした理由及び社外監査役との責任限定契約について

(1) 河邉務氏につきましては、社会保険労務士としての専門的な知識・経験等を当社の監査にいかしていただきたいため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 向川寿人氏につきましては、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の監査にいかしていただきたいため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

(3) 河邉務、向川寿人の各氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての

在任期間は、本総会終結の時をもって河邉務氏が９年９か月、向川寿人氏が10年となります。

(4) 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることが出来るよう、社外監査役との間で、当社との責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負う。
②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第３号議案　当社の取締役に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下のとおり当社の取締役（新任候補者）に対しストック・オプションとしての新株予約権を発行すること、および募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

なお、当該取締役（新任候補者）に対する新株予約権付与は、会社法第361条第１項第３号の報酬等に該当しますが、取締役の報酬限度額は年額200百万円と平成22年７月29日開催の第６期定時株主総会においてご承認いただいており、この取締役の報酬の枠内にて報酬等として新株予約権を付与することについても、あわせてご承認をお願いするものであります。報酬等としての新株予約権の公正価額はブラック・ショールズモデルを用いて算出するものとします。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をする理由

過年度にストック・オプションとしての新株予約権の付与を受けた者が、第１号議案が承認されることを条件に、この度、新たに取締役に就任することから、業績向上に向けた士気を高めることを目的とし、企業価値の向上や株主の皆様の利益向上を目指して、新たにストック・オプションとしての新株予約権を発行するものであります。ただし、潜在株式数の増加による既存の普通株式の議決権の希薄化への影響も考慮し、本議案が承認された場合には、同人に付与しておりました既発行の新株予約権を無償で取得し、消却する予定です。

２．本議案の承認決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限

(1) 新株予約権の数の上限及び目的である株式の数

新株予約権240個を上限といたします。

各新株予約権の目的である株式数（以下、「目的株式数」という。）は普通株式100株といたします。

ただし、割当日以降当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果生ずる１株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

調整後目的株式数　＝　調整前目的株式数　×　分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（これらを総称して、以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他目的株式数を調整することが適切な場合は、会社は合理的な範囲内で目的株式

数の調整を行うことができるものといたします。

(2) 新株予約権につき、金銭の払込を要しないこととといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、当該新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、その金額が当該新株予約権の割当日の東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における当社の普通株式の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、後者の価格といたします。割当日以降、当社が当社普通株式の分割・併合および時価を下回る価額で当社普通株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により１株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生ずる１円未満の端数は切上げるものといたします。なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替えるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当り払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数（株式の併合の場合は併合株式数を減ずる）}}$$

割当日以降、当社が合併等を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他１株当たりの行使価額を調整することが適切な場合は、会社は１株当たりの行使価額の調整を行うことができるものといたします。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

当社取締役会における新株予約権発行決議の日後２年を経過した日から当該発行決議日後10年を経過する日までといたします。

(5) 新株予約権行使の条件

① 新株予約権者である当社もしくは当社の子会社の役員または従業員は、新株予約権の行使時において、当社もしくは当社の子会社の役員、従業員であることを要するものといたします。ただし、当社もしくは当社の子会社の役員が任期満了により退任した場合または当社もしくは当社の子会社の従業員

が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではないものといたします。

② 前号にかかわらず、新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合、新株予約権の行使期間開始後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。また、前号にかかわらず、新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合、新株予約権者死亡後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができるものといたします。

③ その他権利行使の条件は、株主総会および取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによるものといたします。

(6) 増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の額（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。

(7) 新株予約権の取得事由

① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

② 新株予約権者が上記新株予約権行使の条件により新株予約権を行使できなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

③ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

(8) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡により本新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を要するものといたします。

(9) 合併等における新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分

割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件といたします。

① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。

② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とするものといたします。

③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものといたします。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。

⑤ 新株予約権の権利行使期間

権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までといたします。

⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものといたします。

第４号議案　当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員（未付与者）に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下のとおり当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員（未付与者）に対しストック・オプションとしての新株予約権を発行すること、および募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をする理由

新たに入社・就任した従業員および当社子会社取締役で、過年度にストック・オプションとしての新株予約権の付与を受けていない者に対して、中長期的なインセンティブを付与することを目的とし、当社グループ全体の事業推進やグローバル展開を加速させ、企業価値の向上や株主の皆様の利益向上を目指して新株予約権を発行するものであります。

２．本議案の承認決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限

(1) 新株予約権の数の上限及び目的である株式の数

新株予約権1,200個を上限といたします。

各新株予約権の目的である株式数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式100株といたします。

ただし、割当日以降当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果生ずる１株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

調整後目的株式数　＝　調整前目的株式数　×　分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（これらを総称して、以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他目的株式数を調整することが適切な場合は、会社は合理的な範囲内で目的株式数の調整を行うことができるものといたします。

(2) 新株予約権につき、金銭の払込を要しないことといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、当該新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除

く。）における東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、その金額が当該新株予約権の割当日の東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における当社の普通株式の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、後者の価格といたします。割当日以降、当社が当社普通株式の分割・併合および時価を下回る価額で当社普通株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により１株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生ずる１円未満の端数は切上げるものといたします。なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替えるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当り払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数（株式の併合の場合は併合株式数を減ずる）}}$$

割当日以降、当社が合併等を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他１株当たりの行使価額を調整することが適切な場合は、会社は１株当たりの行使価額の調整を行うことができるものといたします。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

当社取締役会における新株予約権発行決議の日後２年を経過した日から当該発行決議日後10年を経過する日までといたします。

(5) 新株予約権行使の条件

① 新株予約権者である当社もしくは当社の子会社の役員または従業員は、新株予約権の行使時において、当社もしくは当社の子会社の役員、従業員であることを要するものといたします。ただし、当社もしくは当社の子会社の役員が任期満了により退任した場合または当社もしくは当社の子会社の従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではないものといたします。

② 前号にかかわらず、新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合、新株予約権の行使期間開始後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。また、前号にかかわらず、新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合、新株予約権者死亡後6ヶ月を経過する日までの期間

に限り、新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができるものといたします。

③　その他権利行使の条件は、株主総会および取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによるものといたします。

(6) 増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の額（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。

(7) 新株予約権の取得事由

①　当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

②　新株予約権者が上記新株予約権行使の条件により新株予約権を行使できなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

③　新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

(8) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡により本新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を要するものといたします。

(9) 合併等における新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行す

るものといたします。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件といたします。

① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。
② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類
組織再編対象会社の普通株式とするものといたします。
③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものといたします。
④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。
⑤ 新株予約権の権利行使期間
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までといたします。
⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものといたします。

第５号議案　当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員（既付与者）に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下のとおり当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員（既付与者）に対しストック・オプションとしての新株予約権を発行すること、および募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をする理由

本議案の対象となる当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員（既付与者）は、過年度にストック・オプションとしての新株予約権の付与を受けた者でありますが、権利行使価額が時価を上回る状況にあり、インセンティブとしての目的が果たせていないことから、この度、企業価値の向上や株主の皆様の利益向上を目指して、新たに新株予約権を発行するものであります。ただし、潜在株式数の増加による既存の普通株式の議決権の希薄化への影響も考慮し、本議案が承認された場合には、同人に付与しておりました既発行の新株予約権を無償で取得し、消却する予定です。

２．本議案の承認決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限

(1) 新株予約権の数の上限及び目的である株式の数

新株予約権1,152個を上限といたします。

各新株予約権の目的である株式数（以下、「目的株式数」という。）は普通株式100株といたします。

ただし、割当日以降当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果生ずる１株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

調整後目的株式数　＝　調整前目的株式数　×　分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（これらを総称して、以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他目的株式数を調整することが適切な場合は、会社は合理的な範囲内で目的株式数の調整を行うことができるものといたします。

(2) 新株予約権につき、金銭の払込を要しないこといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行

使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、当該新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、その金額が当該新株予約権の割当日の東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における当社の普通株式の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、後者の価格といたします。割当日以降、当社が当社普通株式の分割・併合および時価を下回る価額で当社普通株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により１株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生ずる１円未満の端数は切上げるものといたします。なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替えるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当り払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数（株式の併合の場合は併合株式数を減ずる）}}$$

割当日以降、当社が合併等を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他１株当たりの行使価額を調整することが適切な場合は、会社は１株当たりの行使価額の調整を行うことができるものといたします。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

当社取締役会における新株予約権発行決議の日後２年を経過した日から当該発行決議日後10年を経過する日までといたします。

(5) 新株予約権行使の条件

① 新株予約権者である当社もしくは当社の子会社の役員または従業員は、新株予約権の行使時において、当社もしくは当社の子会社の役員、従業員であることを要するものといたします。ただし、当社もしくは当社の子会社の役員が任期満了により退任した場合または当社もしくは当社の子会社の従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではないものといたします。

② 前号にかかわらず、新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合、新株予約権の行使期間開始後6ヶ月を経過する日までの期間に限

り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。また、前号にかかわらず、新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合、新株予約権者死亡後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができるものといたします。

③　その他権利行使の条件は、株主総会および取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによるものといたします。

(6) 増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の額（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。

(7) 新株予約権の取得事由

①　当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

②　新株予約権者が上記新株予約権行使の条件により新株予約権を行使できなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

③　新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

(8) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡により本新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を要するものといたします。

(9) 合併等における新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条

第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件といたします。

① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。

② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とするものといたします。

③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものといたします。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。

⑤ 新株予約権の権利行使期間

権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までといたします。

⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものといたします。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区隼町１番１号
ホテルグランドアーク半蔵門　富士の間
TEL：03（3288）0111（代表）

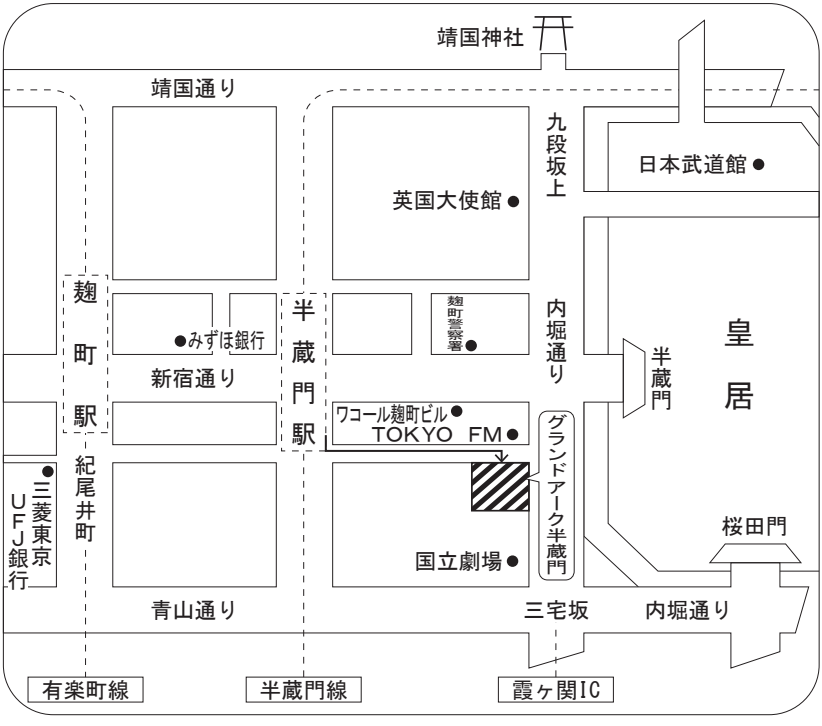

［交通のご案内］
・東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」１番出口より徒歩約２分
・東京メトロ有楽町線「麹町駅」１番出口より徒歩約７分

当日会場は駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。